

令和3年度総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会 報告書（R4.3）の概要

地方公務員災害補償基金・一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会・
総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

第1章 地方公務員のメンタルヘルス対策の必要性 P.1～

地方公共団体の担う事務が、高度化・複雑化するとともに、新たな行政需要への対応が必要になってきている中で、様々な諸課題に適切に対応し住民の要望に応じていくためには、職員一人ひとりが心身に健康でその能力を十分発揮することが求められることから、各地方公共団体がメンタルヘルス対策に積極的に取り組むことが必要。

第2章 メンタルヘルス対策の取り組みの方向性 P.4～

1. トップのリーダーシップ	メンタルヘルス対策は重要課題であるということを組織のトップである首長が十分認識し、強いリーダーシップを発揮し全庁的にメンタルヘルス対策に取り組むことが必要。
2. 段階に応じた4つのケアと連携	各職員個人が取り組む「セルフケア」、管理監督者による「ラインケア」、産業医等の「職場内の保健スタッフ等によるケア」、職場外の専門医等の「職場外資源等によるケア」の4つのケアが、それぞれ十分機能し、連携することが重要。
3. ハラスメントの防止	職場のパワハラ・セクハラ等のハラスメントを防止するための雇用管理上の措置を確実に講じる必要がある。
4. 働き方改革との連動	時間外勤務の縮減や、テレワークの活用、年次有給休暇の取得促進等、これまでの働き方をゼロベースで見直す働き方改革を積極的に進め、職員の心身の負担を軽減し、より働きやすい職場に向けて環境整備を進めることが必要。
5. 関係部局間の連携による総合的な対策	メンタルヘルス不調の予防のためにも、従来の考え方にこだわらない業務の進め方の改善や、柔軟な職員配置等、業務・組織の見直しなどに取り組むことが必要。

第3章 メンタルヘルス不調者に対する段階別対応のあり方 P.8～

(1) メンタルヘルス不調者の予防及び早期発見・対応 P.8～ (相談機会の確保、管理職の役割強化、研修機会の確保、ストレスチェックの有効活用等)
(2) メンタルヘルス不調による休務者への配慮 P.15～ (休務中の職員の状況把握と共有、休務者のバックアップ等)
(3) メンタルヘルス不調による休務者の円滑な職場復帰の支援及び再発防止策 P.17～ (復帰の際の意向確認、勤務形態の工夫、関係者の連携等)

第4章 対策に当たっての留意事項 P.19～

(1) 各主体の取組と相互の連携による全庁的な取組 P.19～ (首長のリーダーシップの下、関係者が連携して、中長期的かつ計画的に継続して取り組む)
(2) 増加傾向にある若年層の職員に対するメンタルヘルス対策 P.20～ (多様な相談手段の活用等によるきめ細かい対応と若手職員のモチベーションの維持)
(3) 小規模市町村におけるメンタルヘルス対策 P.22～ (研修会の共同開催等市町村が連携した取り組みや都道府県による支援)